

鈴鹿市告示第64号

鈴鹿市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年鈴鹿市告示第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第1条の2 略 2 この要綱において、「認知症高齢者等」とは、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、<u>精神障害者その他これらに類する者をいう。</u> （請求対象者） 第3条 審判の請求の対象となる者（以下「請求対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、本市以外の他の地方公共団体による措置又は支給決定による施設等を利用している者については、対象としない。</u> （1） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所を記録している認知症高齢者等（介護保険の被保険	（定義） 第1条の2 略 2 この要綱において、「認知症高齢者等」とは、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者<u>及び精神障害者</u>をいう。 （請求対象者） 第3条 審判の請求の対象となる者（以下「請求対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所を記録している認知症高齢者等（介護保険の被保険

者で介護保険法（平成９年法律第123号） 第13条第１項に規定する住所地特例対象 施設に入所等をした際、本市の区域内に 住所を有していた者、<u>障害者の日常生活</u> <u>及び社会生活を総合的に支援するための</u> <u>法律（平成17年法律第123号）第19条の規</u> <u>定により本市が支給決定を行った者、老</u> <u>人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条</u> <u>第１項の規定に基づき本市が措置を決定</u> <u>し、実施している者又は生活保護法（昭和</u> <u>25年法律第144号）第19条の規定に基づき</u> <u>本市が保護を決定し、実施している者を</u> 含む。以下同じ。）のうち、審判の請求を 自ら行うことが困難な者であり、かつ、次 のア又はイに掲げるものとする。 ア・イ 略 （２） 略	者で介護保険法（平成９年法律第123号） 第13条第１項に規定する住所地特例対象 施設に入所等をした際、本市の区域内に 住所を有していた者<u>又は障害者の日常生</u> <u>活及び社会生活を総合的に支援するた</u> <u>めの法律（平成17年法律第123号）第19条第</u> <u>３項の規定により本市が支給決定を行っ</u> <u>た者を含む。以下同じ。）</u>のうち、審判の 請求を自ら行うことが困難な者であり、 かつ、次のア又はイに掲げるものとする。 ア・イ 略 （２） 略
---	---

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。